

5 災害報告關係

被害程度の認定基準

- 1 人的被害については、次により区分して掲げるが、重軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告すること。
 - (1) 死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することはできないが、死亡したことが確実なものとする。
 - (2) 行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
 - (3) 負傷者とは、災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるものうち、重傷者とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、軽傷者とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
- 2 住家の被害
 - (1) 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
 - (2) 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位。
 - (3) 全壊とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
 - (4) 大規模半壊とは、居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
 - (5) 中規模半壊とは、居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
 - (6) 半壊とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%

以上50%未満のものとする。

- (7) 準半壊とは、住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
- (8) 一部損壊とは、損壊の程度が準半壊に至らないもの。
- (9) 床上浸水とは、その住家の床上に浸水したもの、及び全壊又は半壊には該当しないが土石、竹木等のたい積のため一時的に居住することができない状態となったもの。
- (10) 床下浸水とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

3 非住家の被害

- (1) 非住家とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住宅とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害とは、非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの。

4 その他の被害

- (1) 田の流失・埋没とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
- (2) 田の冠水とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
- (3) 畑の流失・埋没及び畑の冠水については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 文教施設被害とは、小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・特別支援学校・視覚特別支援学校・聴覚特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とし、復旧工事を必要とする程度の被害をいう。
- (5) 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が損壊し車輛の通行が不能となった程度の被害をいう。
- (6) 橋梁流失とは道路を連結するために河川、運河等の上に架設した橋が一部または全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
- (7) 河川被害とは河川法が適用（昭和39年法律第167号）され、又は準用される河川若しくはその他の河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸で被害を受け復旧工事を要する程度の被害をいう。
- (8) 港湾被害とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設であって、復旧工事を要する程度の被害をいう。

- (9) 砂防被害とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって準用される天然河岸とし、これらが決壊または埋没し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
- (10) 水道施設被害とは、水道施設の一部が破損し、一時使用不能となった程度の被害をいう。
- (11) 清掃施設被害とは、ごみ処理およびし尿処理施設の一部が破損し、一時使用不能となった程度の被害をいう。
- (12) 山（崖）崩れとは、山（崖）くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、又は復旧工事を必要とする程度の被害をいう。
- (13) 鉄道不通とは、列車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
- (14) 被害船舶とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
- (15) 電話被害とは、通話不能になった回線数をいう。
- (16) 電気被害とは、停電戸数をいう。
- (17) ガス被害とは、供給停止戸数をいう。

5 り災者

- (1) り災世帯とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に常時宿泊する者については当該施設は、宿泊するすべての者の集まりを1世帯として取り扱う。また、同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然2世帯として取り扱う。
- (2) り災者とは、り災世帯の構成員とする。

6 被害額

指定公共機関の代表者及び指定行政機関の長が報告すべき次の被害を除く物的被害の概算額を100百万円単位として計上する。（災害対策基本法施行規則第2条）

- (1) 法令又は予算によりその災害復旧事業費につき国庫負担若しくは国庫補助のある施設の被害
- (2) 農作物・林産物・畜産物（家畜・家きんを含む）蚕繭および水産物の被害
- (3) 国及び県の有する財産、施設の被害
- (4) 指定公共機関の被害

7 その他

消防機関の活動状況の報告にあたっては、被害が発生し防災活動に従事した者で、待機は含まない。

報告は、消防職員・消防団員別とし、使用した機材と主な活動内容を報告する。

なお、正確な員数が早急には握ることが困難な場合は、当初は概算でも差し支えない。

被 害 の 程 度

災害発生の日時		月 日 時 分									
災害発生場所		市町									
災害対策本部設置状況		開設 月 日 時 分 廃止 月 日 時 分									
区 分		件 数	備 考	区 分		件 数	備 考				
人的被害	死者	人		その他の被害	文教施設	箇所					
	行方不明	〃			病院	〃					
	負傷者	重傷者			〃	道路		〃			
		軽傷者			〃	橋りょう		〃			
		計			〃	河川		〃			
住家被害	棟数	全壊 (流出)			棟	火災発生		港湾	〃		
		世帯			半壊			世帯	砂防		〃
								棟	清掃施設		〃
	人							山(崖)くずれ	〃		
	および	一部破損			棟			鉄道不通	〃		
					世帯			被害船舶	隻		
					人			水道	戸		
	人員	床上浸水			棟			電話	回線		
					世帯			電気	戸		
					人			ガス	戸		
		床下浸水	棟	ブロック塀	箇所						
			世帯	建物	件						
			人	危険物	件						
	非住家の被害	官公署庁舎・公民館等	棟	その他	件						
		倉庫・土蔵・車庫・納屋等	棟	り災世帯	世帯						
田畑の被害	田	流出・埋没	ha	り災者	人						
		冠水	〃	被害総額	百万円						
	畑	流出・埋没	〃	避難指示の状況	地区数	カ所					
		冠水	〃		避難場所	〃					
				人員	人						
				消防機関の活動	消防職員	〃					
					消水防団員	〃					
				(出勤状況)	計						

被害速報（随時）

1. 人的被害
 2. 住家被害
 3. その他の被害
- { 非住宅・道路・橋梁・河川・砂防・崖崩れ・港湾・
 漁港・田畑・文教施設・病院・水道・鉄道・通信・
 船舶・その他（ ） } の被害
 (該当項目に○印)

供 覧								
情報源	住民 その他（ ）	消防団	自主防	確 認	確認済（どこで） 未確認	警 察		
市町村名	第 号	調査者	課	発信者		発信時間	月 日	時 分
支部名	第 号	受信者		発信者		発信時間	月 日	時 分
本部	第 号	受信者		受信時間	月 日	時 分		
件 名		(第 報) 月 日 時 分 現在						
発 生	日 時							
	場 所							
	原 因							
状 況								
(人的被害)								
・被害者の住所氏名								
・年齢等								
(住家被害)								
・居住者名								
・避難状況等								
(その他の被害)								
・路線、河川名								
・被災延長、崩土量								
・規制内容								
・復旧見込等								
・ごみ集積場所								
死 者	行方不明	負 傷 者	全 壊	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
人	人	重傷	棟	棟	棟	棟	棟	棟
		軽傷	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
		計	人	人	人	人	人	人
この情報は	警察 号	} で記者発表 済 未発表						
	その他 ()							

避 難 報 告 書

(No.)

年	月	日	分現在	発 信 時 刻	月	日	時	分		
発 信 機 関	避難地			発 信 者						
受 信 機 関	本部	班		受 信 者						
(内 容)										
					男	人	女	人	計	人
避 難 者 内 訳										
自 主 防 名	男	女	計	学 校 名	男	女	計			
				計						
				事 業 所 名						
				計						
				そ の 他						
計				計						
処理状況										

被害状況等報告

(部第 報)

月 日 時 分現在

発信時分 月 日 時 分

発信者

1 災害の原因

2 災害発生時 月 日 時 分

3 災害発生場所又は地域

4 災害に対してとられた措置

(1) 部のとった主な応急措置の状況

(2) 応援要請又は職員派遣の状況

(3) 避難指示の状況 地区数 人員 人

(4) 活動状況

ア 出動人員 人

イ 主な活動内容 (使用した機材を含む)

No. _____

人・住家の被害（速報・確定）

年 月 日 時 分現在		受信時刻		月 日 時 分				
発信機関		発信者						
受信機関		受信者						
人的被害	死者		人	住家の被害	床上	棟数	棟	
	行方不明		〃		浸水	世帯数	世帯	
	負傷	重傷者			〃	人員	人	
		軽傷者			〃	床上	棟数	棟
住家の被害	全壊	棟数		棟	浸水	世帯数	世帯	
		世帯数		世帯		人員	人	
		人員		人		非住家の被害	全壊棟数	棟
	半壊	棟数		棟	半壊棟数	棟		
		人員		人	被害の発生状況			
	一部破損	棟数		棟				
		世帯数		世帯				
		人員		人				
	全焼	棟数		棟		必要な応急対策		
		世帯数		世帯				
		人員		人				
	半焼	棟数		棟				
世帯数		世帯						
人員		人						
部分焼	棟数		棟					
	世帯数		世帯					
	人員		人					

No. _____

道路被害（速報・確定）

年 月 日 時 分現在		受信時刻		月 日 時 分				
発信機関		発信者						
受信機関		受信者						
全 般 的 被 害 状 況	区 分 種 別	道 路		橋 り よ う		計		
		か所数	被害額	か所数	被害額	か所数	被害額	
	国道（国管理）		（ ）	千円	（ ）	千円	（ ）	千円
	国道（県管理）		（ ）		（ ）		（ ）	
	県 道	主要地方道		（ ）		（ ）		（ ）
		一般県道		（ ）		（ ）		（ ）
	市 道		（ ）		（ ）		（ ）	
計		（ ）		（ ）		（ ）		
重 大 な 被 害 状 況	位 置							
	路 線 名							
	被 害 種 別							
	発 生 日 時							
	被 害 の 程 度							
	被 害 額		千円		千円		千円	
	復 旧 見 込							
	通 行 止 め の 種 類							
	迂回路	有 無	有 無		有 無		有 無	
路 線 名								
備 考								

(注) 全般的被害状況のか所数欄上段（ ）には、被害額の判明しているか所数を記載する。

No. _____			
河川被害（速報・確定）			
年 月 日 時 分現在		受信時刻	月 日 時 分
発信機関		発信者	
受信機関		受信者	
全般的被害状況	種別・区分	か所数	被害額
	国管理河川	()	千円
	県管理河川	()	
	準用河川	()	
	市管理河川	()	
	計	()	
重大な被害状況	位 置		
	河 川 名		
	被 害 種 別		
	発 生 日 時		
	被 害 の 程 度		
	被 害 額	千円	千円 千円
	復 旧 見 込		
	備 考		

(注) 全般的被害状況のか所数欄上段()には、被害額の判明しているか所数を記載する。

No. _____

水道施設被害（速報・確定）

年 月 日 時 分現在		受信時刻		月 日 時 分	
発信機関		発信者			
受信機関		受信者			
全 般 的 被 害 状 況	種 別 区 分	上 水 道	簡 易 水 道	専 用 水 道	計
	か 所 数	()	()	()	()
	被 害 額	千円	千円	千円	千円
重 大 な 被 害 状 況	施 設 名				
	給水戸数又は 給水人口				
	被 害 の 程 度				
	応 急 対 策				
	復 旧 見 込				
	被 害 額	千円	千円	千円	千円

注) 全般的被害状況のか所数欄の()には、被害額が判明しているか所数を記載する。

No. _____

農 林 業 被 害 （ 速 報 ・ 確 定 ）

年 月 日 時 分現在				受 信 時 刻		月 日 時 分					
発 信 機 関				発 信 者							
受 信 機 関				受 信 者							
全 般 的 被 害	種 別 区 分										
		面 積	被 害 額	面 積	被 害 額	面 積	被 害 額	面 積	被 害 額	か 所	被 害 額
	流 出	ha	千円	ha	千円	ha	千円	ha	千円		千円
	埋 没										
	冠 水										
	そ の 他										
	計										
重 大 な 被 害 状 況	場 所										
	被 害 種 別										
	発 生 日 時										
	被 害 の 程 度										
	被 害 額		千円		千円		千円		千円		
	復 旧 見 込										
	備 考										

(注) 全般的被害状況の種別上欄は、水稻、茶、みかん、野菜、わさび、しいたけ等の種別及び農業用施設、林業施設の名称を記載する。

No. _____

施設被害（速報・確定）

年 月 日 時 分現在		受信時刻		月 日 時 分	
発信機関		発信者			
受信機関		受信者			
全 般 的 被 害	種別 区分				計
	か所数				
	被害額	千円	千円	千円	千円
重 大 な 被 害 状 況	施設名				
	発生日時				
	被害の程度				
	応急対策				
	復旧見込				
	被害額	千円	千円	千円	千円

災害り災者調査原票

調査責任者職氏名 ㊦ 災害り災者調査原票 立会人職氏名 ㊦									
世帯主氏名			住所		避難先			年 月 日 現在	
全壊、全焼、流出、大規模半壊、半壊・半焼、床上浸水（土砂）（ cm）、床下浸水（土砂）、一部破損									
被害の程度 判定基準（被害面積による方式・損害割合による方式） 被害の割合 %									
住家の状況		自宅・借家		面積		棟数		棟	
氏	名	性別	年齢	職業（在学校及び学年）	死亡	住家・非住家 行方不明	重傷	軽傷	備考
家族の状況									
課税の状況		非課税・均等割・所得割		世帯類型		被保護・身障・老人・母子（父子）・要保護・その他			
必要な救助		避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理・学用品 ・埋葬・遺体捜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金等・災害援護資金・その他（							

罹災証明書

沼市社証明 第 号

世帯主住所						
世帯主氏名						
追加記載事項欄 ①	被災世帯の構成員氏名	続柄	年齢	被災世帯の構成員氏名	続柄	年齢

罹災原因	
------	--

被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
追加記載事項②	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。
 （被災者生活再建支援金や災害救助法（昭和22年法律第118号）による住宅の応急処理等の対象となる住家）

追加記載事項③	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

沼津市長

被災証明書

沼市社証明 第 号

世帯主住所	
世帯主氏名	
追加記載事項欄 ①	

被災原因	
------	--

被災建物の所在地	
建物の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
追加記載事項②	

追加記載事項③	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

沼津市長

被災届出証明書

沼市社証明 第 号

住所		
氏名		
被災状況	災害の原因 被災場所 被災物件	
特記事項		

被災内容	
備考	

上記のとおり、被災状況の届出があったことを証明します。

年 月 日

沼津市長

